

※確定申告書が税務署から送付されている場合は必ず持参してください。

次のような方は所得税が 還付される場合があります

- ①医療費控除
昨年中に本人や家族のために医療費を多額に支払った方（生命保険の給付金や加入保険の高額療養費は差し引きますので高額療養費のわかるものを持参してください。）
- ②住宅借入金など特別控除
住宅の新築や増改築または購入した方。
- ③災害や盗難によって住宅や家財など資産の損害を受けた方。
- ④給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方および出稼ぎなどで年末調整を受けなかった方。

還付申告に必要な書類

- ◆印鑑
- ◆源泉徴収票
（所得税が源泉されていること）
- ◆還付金の振込み先口座番号
（本人名義に限ります）
- ◆医療費控除
 - ・医療費支払証明書（領収書）
※領収書などを人（患者）別、病院別に集計してください。
 - ・生命保険などの給付金額のわかる書類
- ◆住宅借入金等特別控除
 - ・家屋の登記簿謄本または抄本
 - ・建築工事の請負契約書または売買契約書
 - ・金融機関発行の住宅資金借入などの年末残高等証明書
 - ・住民票
 - ・建築士から交付を受けた増改築等工事明細書（増改築のみ）

【お問合せ】住民福祉課 税務係 担当：品田、山本、須藤

■平成27年分の確定申告と納付の期限は、次のとおりです。

○所得税および復興特別所得税・贈与税：3月15日(火)

○消費税および地方消費税：3月31日(木)

むつ税務署では、申告書作成会場を2月10日(水)から3月15日(火)まで、下北合同庁舎3階に開設しております(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)。

※所得税および復興特別所得税の確定申告書作成に当たっては、「復興特別所得税」欄の記載漏れにご注意ください。

■申告書の作成は、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」が便利です

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額などを入力することにより、税額などが正しく計算され、誤りのない所得税や消費税の確定申告書、青色申告決算書などを作成できる便利なシステムです。

作成した確定申告書は、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

■確定申告電話相談センターをご利用ください

確定申告に関するご相談は、「確定申告電話相談センター」の専門スタッフがお答えしております（自動音声案内で「0」を選択）。

【お問合せ】むつ税務署 ☎ 2 2 - 3 2 9 4



お客様の課題解決のお手伝いを
「誠心誠意」対応いたします。



FUJITSU パートナー

扶桑電通株式会社

■青森営業所

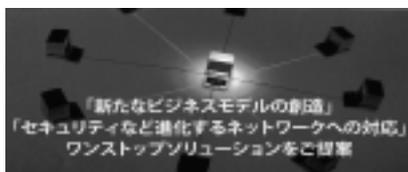
青森市長島二丁目13番1号

TEL. 017-775-2031(代) FAX. 017-774-4720

■八戸営業所

八戸市三日町2(青銀明治安田生命ビル)

TEL. 0178-44-1855 FAX. 0178-44-8494



《ホームページアドレス》

<http://www.fusodentsu.co.jp>